令和6年度に広島県立高等学校へ入学を希望される方へ 県立高等学校の入学料の免除について

《一定の要件を満たす方の県立高等学校入学料を全額免除します》

1 対象者

保護者全員の市町村民税所得割額が非課税である者 (生活保護受給世帯を除く。※) ※ 生活保護受給世帯は生業挟助により入学料相当額を受給可能です。

2 免除される入学料

全日制課程	定時制課程	専攻科
5,650円	2, 100 円	5, 650 円

3 免除の方法

広島県教育委員会から送付される「入学料免除決定通知書」を入学願に添付して、入学する県立 高等学校に提出していただきます。<u>この場合、県立高等学校から配付される入学料納付書を使用して</u> 入学料を納付する必要はありません。

4 申請方法

5の申請時提出書類を次の提出先へ持参又は郵送で提出してください。

【提出先】

〒730-8514 広島市中区基町9番42号 広島県庁東館5階 広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 高校入学者選抜制度推進課

※ 転入学又は編入学で県立高等学校へ入学を希望する方は、随時御相談ください。

5 申請時提出書類

(1) 入学料免除申請書(別記様式第1号)

記載例を参考に、黒のボールペン等、消えない筆記具で記入してください。

(2) 保護者全員の課税額を確認できる書類

市町村が発行する課税証明書等。写しでも可。

詳しくは、入学料免除申請書を御確認ください。

6 申請期限

令和6年2月22日(木)【必着】

※やむを得ない事情により上記期限に間に合わない場合は、令和6年3月25日(月)まで。

7 免除決定

令和6年2月下旬以降、県教育委員会から申請者本人宛に入学料免除決定通知書を送付します。

免除申請手続等について、不明な点がありましたら、次の担当までお問い合わせください。

広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 高校入学者選抜制度推進課

電話 082-513-4992 (平日 8:30~17:15)

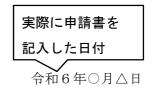
メールアドレス kyokousen@pref.hiroshima.lg.jp

8 その他

授業料等の支援に関する手続は、入学決定後に行います。詳細は広島県教育委員会教育支援推進課のホームページを御覧ください。

(別記様式第1号)

記入例



広島県教育委員会教育長様

入学料免除申請書

次のとおり広島県立高等学校の入学料の免除を申請します。

1 生徒及び保護者について

生徒	ふりがな 氏 名	ひろしま はなこ 広島 花子	昭和 平成	21年1	月1日生
	住 所	〒730-8514 広島市中区基町9番 42 号			
	出 身 中学校	○○市立△△中学校			
	志願先 県立高等 学校	高等学校名	課程等	学科	・コース
		広島県立 □□ 高等学校 ()分校	全日制 定時制 専攻科		普通科コース
保護者	ふりがな	ひろしま たろ	j	生徒と	
	氏名	広島 太郎		の続柄	父
	住 所	生徒と同じ。			
	電話番号(※)	082-513-4992			

※ 提出書類等の確認を要する場合があるため、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

2 提出書類について

(1) 次の者の直近の課税証明書を提出します(①から⑤のいずれかの□に**✓**印を付けてください。)。

1	\square	親権者(両親) 2名分			
2		親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長又は児童福祉施設の長			
		である場合は、その者を除く。)			
		・ 離婚、死別等により親権者が1名の場合			
		・ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税			
		証明書等を提出できない場合等			
3		未成年後見人()名分			
		親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数			
		選任されている場合は、全員分)			
		※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきと			
		されている者である場合は、その者を除く。			
4		生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1 名分			
		・ 親権者又は未成年後見人が存在しない場合			
		生徒本人が成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等			
(5)		生徒本人			
		親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、			
		生徒本人が成人に達している場合等			

(2) 次の理由により、課税証明書を提出しません。

所得確認の対象が生徒本人のみであるが、	未成年で市町村民税所得割を課されるだけ
の収入を得ていない場合	